

最大**120万円**給付!

高島市は企業の

賃上げを

支援します!



従業員の賃金を一定率以上引き上げた、
市内の中小企業等を対象に支援金を給付します。

※この事業は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した今年限りの事業です

詳しくはこちらをご覧ください

高島市公式HP



申請受付中!ぜひご活用ください!

給付額

従業員1人あたり**6万円**の支援金を給付

※1社あたり申請は1回限り、給付上限額 **120万円(20人分)**

賃上げの
要件

賃上げ対象期間

令和7年10月1日~令和8年9月30日

※期間内に賃上げ後の給与の支払実績が1か月以上あること

対象となる
従業員

中小企業等に直接雇用され、
雇用保険に加入している者

※市内の事業所等に雇用される者(アルバイト・パートも対象)

対象従業員の
賃上げ率

賃上げ前月と比較して3.5%以上

※基本給(月給、日給、時給)で判断(諸手当は除く)

対象企業

市内に営業実態のある本店、支店等(「事業所」という)があり、
当該事業所に勤務する従業員を1人以上雇用している事業者

※中小企業基本法第2条第1項に該当する会社と個人(社団法人、財団法人、NPO、協同組合等も一部対象)

受付期間

令和8年 3月26日(木)~10月30日(金)

※受付時間は9時~16時まで(土日祝除く)

※申請状況や予算により、期間内に申請を打ち切る場合があります